

租税優遇措置

「会社または有限責任パートナーシップの知能機械および5Gシステム支出の投資控除に関する規定」草案制定の予告

経済部が「会社または有限責任パートナーシップの知能機械および5Gシステム支出の投資控除に関する規定」草案の制定を予告しました。草案のポイントをまとめると下記のとおりとなります。

項目	草案における規定
発効日	2019年1月1日より
施行期間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知能機械：3年間(2019年1月1日から2021年12月31日まで)。 2. 5Gシステム：4年間(2019年1月1日から2022年12月31日まで)。
適用対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合法に設立・登記された会社または有限責任パートナーシップ。 2. 直近3年以内に環境保全、労働者、食品安全衛生関連法令への違反がなく、かつ情状が重いものがない。 3. 同一課税年度に1回のみ申請可能。
投資形態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社使用の知能機械および5Gモバイルシステム導入に係るハード・ソフトウェア、技術または技術サービスへの支出。 2. 投資形態は、他人からの購入、自社製造および他人への委託製造が含まれる。 3. 支出項目は、購入代金、運送費用および保険料が含まれ、自社製造の場合は製造の実際原価となる。 4. 同一課税年度の支出合計額がNT\$100万からNT\$10億以下。
投資控除	<ol style="list-style-type: none"> 1. 控除率・控除年限：以下いずれかの方法を選択し、いったん選択すると変更できない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当年度：控除率5%。 ② 当年度から3年以内：控除率3%。 2. 控除限度額 <ol style="list-style-type: none"> ① 「納付すべき法人税額および未処分利益への追徴税額」の30%まで控除可能。 ② その他の投資控除(例えば、研究開発投資控除等)と併せて50%を超えてはならない。 ③ その他の法律において、最終年度の控除であり、かつ控除額に制限がないと定められている場合は、この限りではない。

項 目	草案における規定
申請手続	<p>1. 投資計画を提出し、許可を得る</p> <p>① 12月決算の場合は、翌年1月1日から5月31日までに経済部の申請システムに登録し必要書類をアップロードする。システムから申請完了の通知をいったん受け取ると、再度申請または登録を変更できない。</p> <p>② 翌年12月31日までにシステムから審査結果が申請者へ送信され、国税局は自らが審査結果をダウンロードする。</p> <p>2. 法人税確定申告期間中に投資控除の手続を行う</p> <p>法人税確定申告と併せて投資控除関連書類を添付し、国税局に対し投資控除の手続を行う。</p>
必要書類	<p>1. 投資計画</p> <p>2. 支出項目に係る証明書類(2019年1月1日から2022年12月31日まで)</p> <p>① 台湾内での購入(代理店等の経由を含む)：統一發票のコピー、納品関連書類、技術サービス委託契約書のコピーまたは関連書類。</p> <p>② 海外からの輸入：支払証明、輸入申告書(証明書)、技術サービス委託契約書のコピーまたは関連書類。</p> <p>③ ファイナンスリース：統一發票のコピー、リース契約書のコピー。</p>
その他の制限	<p>1. 設置場所</p> <p>会社の所有または賃借する製造場所または営業場所への設置に限られるが、業種の特性により特定の場所に設置する必要がある場合を除く。また、変更がある場合は自主的に国税局に届け出ることが必要。</p> <p>2. 3年以内に譲渡不可</p> <p>購入の翌日から3年以内に転借、賃借、転売、返品、オークション、廃棄、盗難されるか、他人による回収または本来の使用目的を変更した場合は、控除した税額を追納し、さらに利息が加算される。ただし、企業合併法に基づき合併、分割または買収により譲渡する場合は、追納の必要はない。</p> <p>3. その他の法令により租税優遇措置を享受している場合は重複適用不可</p> <p>「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」と重複して適用することはできないが、産業創新条例の「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」の適用を申請できる。</p>

PwC 台湾の見解：

1. 知能機械および 5G システム支出の投資控除の適用を受けるには、まずは投資計画を提出し許可を経たうえで、期限内にインターネットで登録し申請手続を完了させる必要があります。アップロードする書類には投資計画、支出項目に係る証明書類等が含まれ、12月決

- 算の会社の申請期限は翌年 1 月 1 日から 5 月 31 日まで、かつ同一年度に 1 回のみ申請可能となります。インターネットで申請完了後、再度申請もしくは修正はできず、審査結果は翌年 12 月 31 日までにシステムから申請者へ送信され、国税局は自らが審査結果をダウンロードします。
2. 購入する設備または技術は「新しいもの」に限られ、ファイナンスリースでリース会社から購入する場合も含まれます。また、設置場所は、業種の特性で特定の場所に設置する必要がある場合を除き、会社の所有または賃借する製造場所または営業場所への設置に限られます。
 3. アップロードする支出項目に係る証明書類は、①台湾内での購入(代理店等の経由を含む)の場合は、統一發票のコピー、納品関連書類、技術サービス委託契約書のコピーまたは関連書類となり、取得した統一發票の発行年度に基づき認定され、②海外からの輸入の場合は、支払証明、輸入申告書(または証明書)、技術サービス委託契約書のコピーまたは関連書類が必要で、支払年度に基づき認定されます。また、③ファイナンスリースは、統一發票のコピー、リース契約書のコピーが必要となり、取得した統一發票の発行年度に基づき認定されます。留意が必要なのは、例えば、2018 年 12 月 31 日以前に台湾内の業者に設備代金を支払い、2019 年 1 月 1 日以降になってから設備が検収・納品された場合は、取得した統一發票が 2019 年 1 月 1 日以降に発行されたものではないため、投資控除を適用できない可能性があります。
 4. 申請者は法人税確定申告期間中に、所定のフォーマットを記入・申告するほか、支出項目に係る証明書類を添付し、法人税確定申告とともに国税局に対し投資控除の手続を行います。控除率は 5%もしくは 3%のいずれかを選択することとなりますが、いったん選択すると変更することはできません。
 5. 知能機械および 5G システム支出の投資控除は、「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」と重複して適用することはできませんが、産業創新条例の 2018 年度以降の「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」と同時に適用することは可能ですので、投資スケジュールを適切に計画し、産業の向上および税負担の最適化を図ることが望まれます。

所得税法

組織再編の際の自己株式の取得・消却による留保利益の消去に係る未処分利益課税について

財政部が 2019 年 8 月 26 日付台財税字第 10804006760 号通達を公布し、営利事業者の組織再編の際の自社株式の取得・消却による留保利益の消去に係る未処分利益課税について次のように説明しました。

会社が合併を行う際、存続会社が合併により消滅会社の保有していた当該存続会社の株式を取得し自己株式として認識する場合、自己株式の消却により生じた損失について、会計準則公報によれば、①同種の自己株式取引により生じた資本準備金、②1997年度以前の未処分利益、③1998年度以後の未処分利益、の順で相殺し、自己株式消却の行われた年の前年度および当年度の税引後利益についての未処分利益課税の課税ベースの減算項目としてそれぞれ認識できます。

PwC 台湾の見解：

この解釈通達の趣旨は、自己株式の譲渡または消却を未処分利益の減算項目として認識できるとの規定と同じであり、会社に上記のような状況があり、未処分利益残高の消去分を未処分利益の減算項目として申告しなかった場合、当該年度がまだ確定されていなければ、更正を請求し過大納付した税額の還付を申請できます。

12月決算の会社は9月30日までに2019年度の間申申告を行い、期限を過ぎると利息が加算される

所得税法第69条に定める中間納付の免除に該当する場合を除き、会社は毎年9月1日から9月30日までに、前年度の納付税額の2分の1を中間納付金額として自主的に納付しなくてはなりません。中間納付税額から①投資税額控除、②行政救済留保税額、③源泉徴収税額の控除を行う場合は、登記所在地の国税局に対し中間申告を行う必要がありますが、それ以外の場合は申告は不要です。

会社法・証券管理に関する法律

「華僑および外国人投資額の審査・承認に関する規定」の改正

良好な投資環境を構築し投資障壁を排除するため、また、行政の簡素化による市民の利便性向上のため、経済部は2019年7月29日に「華僑および外国人投資額の審査・承認に関する規定」の改正を公布しました。改正のポイントは以下のとおりです。

1. 外貨による投資資金を必ず台湾ドルへ換金しなくてはならなかった規制が廃止された。
2. 投資者が分割投資を行う場合、投資が全て実行された後2ヶ月以内にまとめて審査・承認を申請することが可能になった。
3. 投資者が利益や準備金を増資等に使用するときは審査・承認を免除とし、手続きの簡略化が図られた。
4. 投資者が台湾内の株主の株式を譲り受けるときに審査・承認を申請する際、「証券取引税一般徴収代行税額納付書」を添付しなくてはならないとの規定を削除し、投資者の証券取引税の納付に関しては、証券取引税関連規定に基づき手続を行う。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.